

実施に関する補助機関
第29回会合
2008年12月1-10日、ポズナン
暫定議題書第2項
組織上の問題
議題書の採択

暫定議題書および注釈書 事務局長覚書

I. 暫定議題書

1. 会合の開会
2. 組織上の問題
 - (a) 議題書の採択
 - (b) 会合の作業構成
 - (c) 議長以外の役員を選出
 - (d) 交代役員を選出
3. 条約附属書I締約国の国別報告書および温室効果ガス目録データ
 - (a) 条約附属書I締約国の1990-2006年国家温室効果ガス目録データ
 - (b) 第4回国別報告書のレビュー状況報告
4. 条約の非附属書I締約国による国別報告書
 - (a) 条約の非附属書I締約国の国別報告書に関する専門家諮問グループの作業
 - (b) 条約の非附属書I締約国の国別報告書に記載する情報¹
 - (c) 資金援助および技術支援の供与
5. 条約の資金メカニズム
 - (a) 資金メカニズムの第4回レビュー
 - (b) 地球環境ファシリティーから締約国会議への報告ならびに地球環境ファシリティーへのガイダンス
 - (c) 後発発展途上国基金
6. 条約4条8項および9項の実施
 - (a) 決定書1/CP.10の実施進展状況;
 - (b) 後発発展途上国関連問題
7. 技術開発と技術移転
8. 条約の下でのキャパシティービルディング（能力向上）
9. 京都議定書の下でのキャパシティービルディング（能力向上）
10. 条約の附属書I締約国であり、京都議定書の締約国でもある締約国の提出情報に関する報告およびレビュー
11. 京都議定書3条14項関連問題

¹ 実施に関する補助機関(SBI)の第28回会合では、本項目を議題書に含めるかどうかで意見が一致せず、本項目は保留とされた。SBIは、議長提案に基づき、本項目を第29回会合の暫定議題書に含めることを決定した。

12. 京都議定書規定の国際取引ログ管理者による報告.
13. 遵守関連手順およびメカニズムに関する京都議定書の改定
14. 事務管理、資金、組織・制度の問題
 - (a) 2006-2007年の2か年度に関する監査後財務報告書
 - (b) 2008-2009年の2か年度に関する予算実績
 - (c) 事務局の機能および業務の継続的なレビュー
 - (d) 京都議定書構成機関勤務者の特権と免責
15. その他の問題
16. 会合報告書

II. 暫定議題書の注釈書

1. 会合の開会

1. 実施に関する補助機関(SBI)の第29回会合は、2008年12月1日月曜日、議長の開会宣言で開会する。

2. 組織上の問題

(a) 議題書の採択

2. 本会合の暫定議題書が提起され、採択される。

FCCC/SBI/2008/9 暫定議題書および注釈書。事務局長覚書。

(b) 会合の作業構成

3. 背景：SBIの第29回会合は、2008年12月1日月曜日から12月10日水曜日まで開催される。² 会合の詳細なスケジュールはUNFCCCホームページに掲載。

4. SBIはその第24回会合³において、会合時間を通常は午後6時までとし、特別な事情がある場合には午後9時まで延長可能とすることを提案した。本会合は、会合時間が限られていることを前提に計画される。SBI 29や第14回締約国会議(COP)、第4回京都議定書締約国会議(CMP)での決議または行動が必要な議題項目を優先する。本会合で結論が得られない項目は、SBI第30回会合での審議に回す。

5. 本会合期間では6つの組織が会合を開催する、このためコンタクトグループおよび非公式協議には極めて限られた時間数しか割り当てられない。会合時間を最大限活用するため、補助機関議長は、交渉グループ共同議長に対し、可能かつ適当な限り、過去の交渉結果そして/または結論を考慮に入れ、プレナリー会合提出の関連文書およびステートメントを念頭に、結論書草案を作成し、第1回会合に提出して交渉での合意を推進することを提案する可能性がある。締約国ならびに国際機関の代表は、SBI第24回会合採択の結論書⁴に則り、口頭でのステートメント発表をできるだけ短時間に済ませることが求められる。書面によるステートメント発表を希望する代表は、配布用のコピーを持参するものとする。

6. 行動：SBIは、本会合の作業構成に関して合意することが求められる。

² 会合期間中の会議予定(案)の概要は、FCCC/CP/2008/1、附属書1を参照。

³ FCCC/SBI/2006/11、102項

⁴ 上記脚注3を参照。

7. 締約国は、SBIでの作業日程の詳細ならびに最新情報について、UNFCCCホームページ掲載の本会合の概要を参照するとともに、本会合期間中に発表されるプログラム日報で確認することとする。

8. また締約国は、小島嶼後発途上国の持続可能な発展のための行動計画推進に関するモリシャス戦略の多様な規定と、条約ならびにその京都議定書の作業との関係を検討する議題の審議においては、文書FCCC/SB/2007/INF.2記載の情報を考慮に入れることが求められる。

FCCC/SBI/2008/9 暫定議題書および注釈書。事務局長覚書

(c) 議長以外の役員の選出

9. **背景** : SBIは、該当する手順規則草案⁵の規則27項に則り、副議長と報告官 (Rapporteur) を選出する。SBI 28では、COP第13回会合議長の要請により、地域グループ・コーディネーターとの協議が開始され、同時に他の条約ならびに京都議定書の構成員の選出に関する協議も行われた。必要なら、本会合期間中でも追加協議が行われる。各締約国は、決定書36/CP.7を想起し、条約またはその京都議定書の下で設立された組織の選挙対象職の任命において、女性の登用を積極的に考えることが求められる。SBIの現職者は、後継者が選出されるまで、その地位にとどまる。

10. **行動** : SBIは、協議終了後、できるだけ早い機会に、副議長ならびに報告官を選出することとする。

(d) 交代役員の選出

11. **背景** : SBIが京都議定書に関わる問題に関して、SBIの機能を行使する場合、SBIは、京都議定書15条3項に則り、議長団の構成員の中で、条約の締約国だが京都議定書の締約国ではない国を代表する構成員に代わる交代構成員を、議定書の締約国の中から議定書締約国により選出する。必要な場合には、各地域グループのコーディネーターとさらに協議を重ねる。

12. **行動** : SBIは、必要があれば、条約の締約国であるが京都議定書の締約国ではない国を代表する副議長そして／または報告官に代わる交代役員を選出することが求められる。

3. 条約附属書I締約国提出の国別報告書ならびに温室効果ガス目録データ

(a) 条約附属書I締約国の1990-2006年国家温室効果ガス目録データ

⁵ FCCC/CP/1996/2

13. 背景 : COPはその決定書19/CP.8⁶において、事務局に対し、条約附属書I締約国（附属書I締約国）提出の温室効果ガス(GHG)目録データの関連情報を提出し、補助機関ならびにCOPでの審議にかけるよう要請した。

14. 行動 : SBIは、下記文書に記載される情報に留意することが求められる。

FCCC/SBI/2008/12 1999-2006年の国家温室効果ガス目録データ。事務局覚書。

(b) 第4回国別報告書のレビュー状況報告

15. 背景 : COPはその決定書7/CP.11において、事務局に対し、決定書19/CP.8に則り提出される第4回国別報告書の統括レビューを計画し、これら報告書を提出する必要がある締約国ごとに報告書の詳細なレビューを行うよう求めた。第4回国別報告書の提出とレビューの状況報告を、文書FCCC/SBI/2008/INF.7に記載する。

16. 行動 : SBIは、状況報告に留意することが求められる。

FCCC/SBI/2008/INF.7 第4回国別報告書の提出とレビューの状況報告、ならびに進展状況の実証報告。事務局覚書。

4. 条約の非附属書I締約国による国別報告書

(a) 条約の非附属書I締約国の国別報告書に関する専門家諮問グループの作業

17. 背景 : COPはその決定書3/CP.8において、条約の非附属書I締約国が提出する国別報告書に関する専門家諮問グループ(CGЕ)のマンデートならびに委託条件の改定について、COP第13回会合で検討することを決定した。SBIはその第27回会合において、CGЕのマンデートと委託条件を審議し、SBI-28での本小項目の審議継続を決定した。⁷ 締約国はSBI-29においても、SBI 28会合の報告書附属書Iに記載する文書案に則り、本小項目の審議を継続すると決定した。⁸

18. 行動 : SBIは、SBI 28で作成された文書草案に基づき、CGЕのマンデートならびに委託条件を検討し、COP第14回会合に決定書案を提出して、採択を求めることとする。

FCCC/SBI/2007/10/Add.1 条約非附属書I締約国提出の国別報告書に関する専門家諮問グループの活動報告。条約非附属書I締約国提出の国別報告書に関する専門家諮問グループ議長覚書。付録 : 2003年から2007年の実績調査結果。

FCCC/SBI/2007/MISC.7と付録1と2 条約非附属書I締約国提出の国別報告書に関する専門家

⁶ 文書FCCC/CP/2002/8、92頁、42項と43項も参照。

⁷ FCCC/SBI/2007/34、25項

⁸ FCCC/SBI/2008/8、附属書I

諮問グループのマネートならびに委託条件に関する
意見書。締約国提出文書

(b) 条約非附属書I締約国の国別報告書に記載される情報⁹

19. **背景**：SBI 24¹⁰において、アンブレラ・グループを代表するオーストラリア、欧州共同体およびその加盟国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ルーマニア、セルビア・モンテネグロ、スイスは、条約の10条2項の要求に則り、条約附属書Iに含まれない締約国（非附属書I締約国）提出の国別報告書を全て、SBIで検討することを提案した、この国別報告書には、第2回国別報告書ならびに当てはまる場合はそれ以降の国別報告書を含める。

20. **行動**：SBIは、条約10条2項の要請に則り、条約非附属書I締約国提出の国別報告書に記載する内容を検討するプロセスの策定に関し、指針を提供する必要がある。

(c) 資金援助および技術支援の供与

21. **背景**：事務局は、決定書10/CP.2の1 (b)項に則り、非附属書I締約国による国別報告書作成作業のための資金メカニズムを運用する暫定運用組織が、非附属書I締約国に対し、どのような資金供与を行ったか、その詳細な実態を、SBIの各会合で報告する必要がある。締約国は、SBI 28¹¹において、地球環境ファシリティー(GEF)に対し、非附属書I締約国による国別報告書作成作業に関し、継続して情報を提供するように求めた、この情報には、資金供与の承認日、資金の払い出し状況も含める。SBI第29回会合でもこれらの情報が提供される。

22. **行動**：SBIは、下記文書に記載するGEFの情報を検討し、これに対応して提案することが求められる。

FCCC/SBI/2008/INF.10

条約非附属書I締約国の国別報告書作成作業に対する地球環境
ファシリティーの資金供与。事務局覚書

5. 条約の資金メカニズム

(a) 資金メカニズムの第4回レビュー

23. **背景**：COPはその決定書6/CP.13において、SBIに対し、途上国による条約の下での約束遵守を支援するため、次期GEF資金補填期間で必要とされる資金額の評価に関する決定書草案を提案し、第14回COPでの採択を目指すよう要請した。またCOPは、SBIに対し、

⁹ SBIの第28回会合では、本項目を議題に加えるかどうかで、意見が一致しなかった。このためこの項目は保留されたが、SBIは、議長提案により本項目を第29回会合の暫定議題書に加えることを決定した。

¹⁰ FCCC/SBI/2006/11, 32 項

¹¹ FCCC/SBI/2008/8, 19 項

決定書6/CP.13の附属書ならびに決定書3/CP.4の附属書に記載するガイドラインに則り、SBI第28回会合においても、資金メカニズムの第4回レビューの審議を継続するよう求めた。SBIはその第28回会合において、これらの要請事項の審議を行ったが、完了できなかった。SBIは第29回会合でも、SBI第28回会合¹²のSBI報告書ならびに他の締約国提出文書に記載される文章案に基づき、本小項目の審議を継続すると決定した。

24. **行動**：SBIは、途上国による条約規定の約束遵守を支援するため、GEFの次期補填期間ではどれだけの資金供与が必要か、その金額の評価に関する決定書草案を提案し、COP第14回会合での採択を図るという観点から、本項目の審議を継続することが求められる。

(b) 地球環境ファシリティーから締約国会議への報告ならびに地球環境ファシリティーへのガイダンス

25. **背景**：決定書12/CP.2の附属書とされるCOPおよびGEFカウンスル間の覚書(MOU)の規定では、GEFは、COPに年次報告を提出するとともに、COPからのガイダンスの実行に関しても公式文書を提出することが求められる。COPはその決定書7/CP.13において、GEFがCOPのガイダンス実施にあたりどのような特別な措置をとったか、その情報をGEFからCOPへの定期的な報告に含めるよう要請した。

26. **行動**：SBIは、下記のGEF年次報告書を検討し、GEFへのガイダンスに関する決定書草案を提案し、COP第14回会合での採択を目指すことが求められる。

FCCC/CP/2008/2 地球環境ファシリティーから締約国会議への報告。事務局覚書

(c) 後発発展途上国基金

27. **背景**：COPはその決定書3/CP.11において、後発発展途上国基金(LDCF)の運用に関するガイダンスの実行状況を評価し、必要な場合には、COP14での追加ガイダンスの採択を検討すると決定した。SBIはその第26回会合において、後発発展途上国専門家グループ(LEG)に対し、国家適応行動計画(NAPAs)の実施やLDCFの評価で得られた経験について、見解を報告するよう求めた。¹³ またSBIは、締約国ならびに政府間組織に対し、NAPAsの実施に関する情報、ならびにLDCFの資金入手状況に関する情報を、2008年9月19日までに事務局に提出するよう求め、さらにSBIの第29回会合でこれらの情報を検討することとした。SBIは、SBI 29においても、上述の提出文書や、2007年9月開催のLEG実績検討会合の報告、GEFからCOP13への報告に記載する情報を考慮に入れ、本項目の審議を継続すると決定した。¹⁴

28. **行動**：SBIは、下記文書を検討し、COPにおいて、決定書3/CP.11実行状況を評価し、

¹² FCCC/SBI/2008/8

¹³ FCCC/SBI/2007/15, 45-46 項

¹⁴ FCCC/SBI/2007/15, 47 項

LDCFへの追加ガイドンを採択できるようにすることが求められる。

FCCC/SBI/2008/MISC.8	国家適応行動計画の実施、これには後発発展途上国基金の資金供与に関する評価も含める。締約国提出文書
FCCC/SBI/2007/32	締約国による国家適応行動計画の策定および実施状況を審議する、後発発展途上国専門家グループ現状調査会議の報告。事務局覚書
FCCC/CP/2007/3 and Corr.1	地球環境ファシリティーから締約国会議への報告。事務局覚書

6. 条約4条8項および9項の実施

(a) 決定書1/CP.10の実施状況

29. 背景：COPは決定書1/CP.10において、条約4条8項、決定書5/CP.7、および決定書1/CP.10の実施状況の評価作業をCOP第14回会合で行い、これに基づき今後の行動を検討すると決議した。SBIはその第28回会合において、この評価活動の根拠となる委託条件¹⁵で合意した。SBIは、この評価活動の一端として、事務局に対し、議長のガイダンスの下、SBI第29回会合でのラウンドテーブル会議開催を計画するよう要請し、締約国および関連組織のこの会議への参加を促進し、適応行動および気候変動の悪影響に対応する活動や、対応措置の実施に伴う影響に関する経験、教訓、最善の実施方法について、あらゆるレベルでの意見交換を行うよう求めた。この問題に関する締約国および関連組織の意見を、FCCC/SBI/2008/MISC.9にまとめた。

30. COPは、決定書1/CP.10において、3つの地域ワークショップおよび小島嶼後発途上国専門家会議の開催を義務付け、これら諸国での適応活動における固有のニーズそして懸念事項を洗い出すため、情報交換を推進するとともに、総合的な観点から評価ができるようにすることを求めた。SBIは、その第28回会合において、これらの活動成果の検討作業を続行し、決定書1/CP.10の実施推進のため、気候変動の悪影響に関して下記の行動をとることで合意した：既存の適応資金へのアクセスに関する情報の改善；既存の適応基金へのアクセス強化、国家適応計画の推進；気候変動の悪影響に対応するため、リスク管理手法その他適切な対処方法を推進する。¹⁶

31. COPは、同じ決定書において、2回の会合前専門家会合の開催も義務付けた、一つはSBI 23に合わせて開催されたモデル化ならびに資金面のリスク管理に関する会合、もう一つはSBI 24に合わせて開催された経済多角化に関する会合であり、いずれも対応措置実施の影響を議論した。SBIはその第28回会合において、前項の会議の成果を検討する作業を続行し、決定書1/CP.10の実施を推進するため、対応措置実施の影響に対して次の行動をとることで合意した；持続可能な開発の概念の下、経済多角化に対処するため実用的な手法を強化する；対応措置実施に伴う影響に対処するため、リスク管理手法など適切な手法の利用を推進する；対応措置の実施に伴う影響から生じる懸念事項ならびに締約国の経験に

¹⁵ FCCC/SBI/2008/8, 附属書III

¹⁶ FCCC/SBI/2008/8, 38 (a)項

関し、可能な限り広範囲の情報を提供するよう締約国に推奨する。¹⁷

32. SBIは同じ第28回会合において、事務局に対し、上記30項および31項に言及する活動を実施するため、広範な組織、研究所、専門家、地域社会の参画を得るようにし、関連組織および他の利害関係者にもこれらの活動への参加を招請するよう求めた。¹⁸

33. 行動：SBIは、気候変動の悪影響、ならびに条約に基づく対応措置実施の影響に関し、現行の活動および今後可能な活動（上記30項および31項に記載する行動）を考慮に入れた上で、上記29項に記載する評価活動について検討し、どのような追加行動をとる必要があるか、COPの第14回会合に提案することが求められる。SBIは、4条9項の実施状況ならびに決定書 5/CP.7および1/CP.10の実施状況に関する決定書草案を提案し、この草案の中に、この問題に関する締約国提出の意見書、ラウンドテーブルの成果、ならびにSBI第28回会合報告書¹⁹の附属書III、5項および6項に記載する情報も取り入れることが求められる、この決定書草案はCOP第14回会合の審議に回される。

FCCC/SBI/2008/MISC.9	条約の4条8項および決定書5/CP.7ならびに決定書1/CP.10の実施状況。 締約国ならびに関連組織の提出文書。
----------------------	--

(b) 後発発展途上国関連問題

34. 背景：COPはその決定書8/CP.13において、LEGのマンデートを決定書29/CP.7規定の委託条件で延長すると決定した。LEGは、2008年4月、この延長マンデートに基づく最初の会合となる第13回会合をイエメンのサナーナで開催、SBI 28において2008-2010年の作業計画を報告した。この作業計画は、SBIの第28回会合で承認を受けた。LEGは、2008年9月29日から10月1日、エチオピアのアジスアベバで第14回会合を開催し、この作業計画および2008-2009年の活動計画を議論する。

35. 行動：SBIは、下記のLEG報告書について議論し、これに関する結論書を採択するよう求められる。

FCCC/SBI/2008/14	後発発展途上国専門家グループ第14回会合に関する報告書。事務局覚書
------------------	-----------------------------------

7. 技術開発と技術移転

36. 背景：COPはその決定書4/CP.13において、GEFに対し、途上国が必要とする環境上適正な技術の導入を支援するため、技術移転に対する投資規模の拡大を目的とする戦略プログラムの練り直しを要請した、特に既存のそして新規の活動との関係において、これらの戦略プログラムをどう実施すれば良いか検討し、その結果をSBI第28回会合に報告する

¹⁷ FCCC/SBI/2008/8, 38 (b)項

¹⁸ FCCC/SBI/2008/8, 36-37 項

¹⁹ FCCC/SBI/2008/8, 附属書III

よう求めた。SBIは、この第28回会合において、戦略プログラム策定に関するGEFの進展状況報告書に留意し、SBI第29回会合における全ての報告書の審議に対する期待感を表明した。文書FCCC/SBI/2008/16に、この問題に関するGEFの報告書を示す。

37. SBIは、その第28回会合において、決定書4/CP.13の7項に言及する、条約4条1-(c)項および5項実施の効果をレビューならびに評価する作業に関し、その委託条件の要素について考える、各締約国提出の意見書に留意するとともに、事務局がこれらの意見書をまとめた文書についても留意した。²⁰ SBIは、SBI議長に対し、これらの締約国提出文書、そしてSBI 28での締約国間の議論、さらには技術移転に関する専門家グループ(EGTT)の関連作業に注目した上で、レビューの委託条件に関する草案を作成し、SBI第29回会合の審議にかけるよう求めた。文書FCCC/SBI/2008/17に、レビューの委託条件草案を提示する。

38. COPは、その決定書3/CP.13において、EGTTに対し、更なる行動に関するガイダンスを得るべく補助機関の会合ごとに報告するよう要請した。SBIならびに科学・技術上の助言に関する補助機関(SBSTA)は、その第28回会合において、2008-2009年のEGTT継続作業計画に対する支持を表明した。文書FCCC/SB/2008/INF.5に、2008年度EGTT作業計画実施報告書を示す。

39. SBSTAも、その第28回会合において、技術の開発、展開、普及、移転を支援するための資金源および資金供与手段を特定し、分析し、評価することを目的とする、EGTT委託条件を承認した。²¹ EGTTは、2008年5月に開催された第1回定期会合において、2013年以降の長期展望に関する戦略ペーパーの作成を目的とする委託条件を策定し、合意した、条約の下での技術の開発、展開、普及、移転の推進を目的とする委託条件には、セクター別アプローチも含める。²² EGTTによる上記の課題遂行状況を示す中間報告書は、上記委託条件の要求に則り、補助機関の第29回会合で審議されるが、この他にも、条約の下での長期協力行動に関するアドホック・ワーキンググループでの作業にインプットを提供する可能性がある。文書FCCC/SB/2008/INF.6、FCCC/SB/2008/INF.7、FCCC/SB/2008/INF.8にこれらの報告書を記載する。

40. SBI議長およびSBSTA議長は、SBI第28回会合の結論書²³に則り、補助機関の共同の利益となる問題の審議について、効率的な審議方法を提案する。

41. 行動：SBIは、他の補助機関の関連作業に配慮した上、下記の行動をとることが求められる。

(a) GEFが作成した、技術移転への投資の規模拡大を目的とする戦略プログラムに関する報告書(文書FCCC/SBI/2008/16)について議論し、これに基づき追加行動を決定する。

²⁰ FCCC/SBI/2008/MISC.1 と Add.1, およびFCCC/SBI/2008/7

²¹ FCCC/SBSTA/2008/INF.2

²² <http://unfccc.int/tclear/jsp/EGTTDoc/TOR_strategy_paper.pdf>

²³ FCCC/SBI/2008/8, 124 項

(b) 条約の4条1(c)項および5項の実施効果をレビューし評価する作業に関する委託条件の提案(文書FCCC/SBI/2008/17)について議論し、レビュー実施プロセスについて合意する。

(c) 下記に記載するEGTTの中間報告ならびに各報告書について議論し、適切な場合は、EGTTの作業に対する追加ガイダンスを提供する。

(d) COP第14回会合で採択されるべき決定書草案を提案する。

FCCC/SBI/2008/16	環境上適正な技術の移転に対する投資規模の拡大を図る戦略プログラム策定にあたっての地球環境ファシリティーの報告。事務局覚書
FCCC/SBI/2008/17	条約4条1(c)項および5項の実施の効果をレビューし評価することを目的とする委託条件の提案。議長覚書
FCCC/SB/2008/INF.5	技術移転に関する専門家グループの2008年報告書。技術移転に関する専門家グループ議長覚書。
FCCC/SB/2008/INF.6	技術移転枠組の実施効果をレビューし、評価することを目的とする実績指標の策定。技術移転専門家グループ議長の中間報告。
FCCC/SB/2008/INF.7	環境上適正な技術の開発、展開、普及、移転を支援する既存のおよび新規に可能な資金源および関連する資金供与手段の特定、分析、評価。技術移転専門家グループ議長の中間報告。
FCCC/SB/2008/INF.8	セクター別アプローチなど、条約の下での技術の開発、展開、普及、移転の促進を目的とする2013年以降の長期展望戦略のペーパー作成。技術移転専門家グループ議長の中間報告。

8. 条約の下でのキャパシティービルディング（能力向上）

42. 背景：COPは、決定書4/CP.12において、締約国に対し、途上国のキャパシティービルディング（能力向上）枠組に関する決定書2/CP.7および2/CP.1を実施する上で、どのような活動がなされたか、毎年情報を提供するよう求めた、この情報には、ニーズやギャップ、経験、教訓なども含める。COPは、同じ決定書において、事務局に対し、締約国提出文書およびNAPAS記載の情報、技術的なニーズの評価、各国のキャパシティービルディング（能力向上）活動の自己評価を参考にし、決定書2/CP.7に則り、統合報告書を毎年作成するよう要請した。このほかCOPは、GEFに対して、枠組実施に対する支援がどれだけ進められているか、GEFからCOPへの報告書の中で毎年報告することを求めた。

43. COPはその第13回会合²⁴において、締約国に対し、国レベルのキャパシティービルディング（能力向上）活動を監視および評価する作業の経験に関し、情報を2008年8月15日までに事務局に提出し、SBI第29回会合の審議にかけるよう求めた。さらにCOPは、事務局に対し、多様なレベルでキャパシティービルディング（能力向上）活動を監視し、評価する手法について、説明するテクニカルペーパーを作成し、同じSBI第29回会合の審議にかけるよう要請した。

²⁴ FCCC/CP/2007/6, 87 項

44. またCOPは、事務局²⁵に対し、COP第14回会合の前に、国レベルでのキャパシティービルディング（能力向上）活動の監視と評価に関する実績指標の利用経験を議論するため、会議を開催するよう要請し、さらに事務局に対し、この会議の成果報告書を作成して、SBI第29回会合での審議に回すよう求めた。

45. 行動：SBIは、上記42-44項に記載する文書について審議することが求められる、これらの文書には、下記に記載するCOP第14回会合提出のGEF報告書も含めることとし、同じCOP第14回会合での決定書草案の提出を目指す。

FCCC/CP/2008/2	地球環境ファシリティーから締約国会議提出の報告書。事務局覚書
FCCC/SBI/2008/11	途上国のキャパシティービルディング（能力向上）枠組実施に関する統合報告書。事務局覚書
FCCC/SBI/2008/15	国レベルのキャパシティービルディング活動の監視ならびに評価を目的とする実績指標の利用経験に関する専門家会合報告書。事務局覚書
FCCC/SBI/2008/MISC.5	決定書2/CP.7に則った、途上国のキャパシティービルディング枠組の実施。締約国ならびに関連組織提出文書
FCCC/SBI/2008/MISC.6	国レベルのキャパシティービルディング活動の監視および評価の経験。締約国提出文書
FCCC/TP/2008/5	異なるレベルのキャパシティービルディング活動の監視ならびに評価の手法。テクニカルペーパー

9. 京都議定書の下でのキャパシティービルディング（能力向上）

46. 背景：CMPは、その決定書6/CMP.2において、締約国に対し、途上国のキャパシティービルディング枠組の中で、決定書29/CMP.1に則り実施されるクリーン開発メカニズム（CDM）に関わるキャパシティービルディング活動の情報を、毎年、締約国に報告するよう求めた。同じ決定書において、CMPは、多国間ならびに2国間の関連組織および民間部門に対し、各国の優先度および関連する国家当局の識見に則り、決定書 29/CMP.1の下で実施されるキャパシティービルディング活動への支援に関しても、毎年、報告書を提出するよう求めた。

47. またCMPは、決定書6/CMP.2に則り、事務局に対し、CDMプロジェクト活動およびキャパシティービルディング活動の地域配分に関して毎年提出される情報ならびにCDM理事会の活動に関する情報に基づき、統合報告書を作成するよう要請した。

48. CMPはその第3回会合²⁶において、締約国に対し、国レベルでのキャパシティービルディング活動の監視および評価の経験に関する情報を、2008年8月15日までに事務局に提出し、SBI第29回会合での審議を可能にするよう求めた。さらにCMPは、事務局に対し、異なるレベルでのキャパシティービルディング活動の監視および評価方法などを記載するテ

²⁵ FCCC/CP/2007/6, 88 項

²⁶ FCCC/KP/CMP/2007/9, 93 項

クニカルペーパーを作成し、SBI第29回会合での審議を可能にするよう求めた。

49. 行動 : SBIは、下記に記載する文書について審議し、CMP第4回会合への決定書草案提出を目指すことが求められる。

FCCC/SBI/2008/11	途上国のキャパシティービルディング枠組実施に関する統合報告書。 事務局覚書
FCCC/SBI/2008/MISC.5	決定書2/CP.7に則った、途上国のキャパシティービルディング枠組 実施の状況。締約国および関連組織提出の文書
FCCC/SBI/2008/MISC.6	国レベルのキャパシティービルディング活動の監視ならびに 評価の経験。締約国提出文書
FCCC/TP/2008/5	異なるレベルのキャパシティービルディング活動の監視ならびに 評価の手法。テクニカルペーパー

10. 条約の附属書I締約国であり、京都議定書の締約国でもある締約国提出の情報に関する報告およびレビュー

50. 背景 : CMPはその決定書22/CMP.1において、附属書I締約国が決定書13/CMP.1に則り提出する京都議定書報告書（初期報告書とも呼ぶ）を受理した時点で、第一約束期間開始前のレビュー（初期レビュー²⁷とも呼ぶ）を開始すると決定した。またCMPは、このレビューについて、約束期間開始の12ヶ月前またはそれ以降に完了するべきであり、その報告書をCDMおよび遵守委員会に速やかに送るべきであると決定した。

51. CMPはその決定書26/CMP.1において、事務局に対し、このレビューを2006年提出のGHG目録のレビューに合わせて行うよう計画し、それぞれの初期レビューを初期報告書提出日から1年以内に終了するよう要請した。

52. 2008年7月31日現在、附属書I締約国38カ国がそれぞれの初期報告書²⁸を提出済みである。専門家審査チームは事務局の協力を得て、37カ国分の初期レビューを終了、残る1カ国も、2008年10月に終了の予定である。文書FCCC/SBI/2008/INF.8に、初期レビューの詳細な状況報告を記載する、この中には報告書の公表日、CMPおよび遵守委員会への提出日も含める。

53. SBIはその第28回会合²⁹において、締約国に対し、京都議定書規定の初期報告書のレビューで得た経験ならびに教訓を文書にまとめ、2008年9月19日までに事務局に提出するよう求めた、この文書には、改善提案も含める。これらの意見書を文書

²⁷ 京都議定書8条によると、附属書I締約国が7条の規定に則り提出する情報がレビューを受けることになる。

²⁸ クロアチアは2007年8月28日に京都議定書の締約国となった、その初期報告書はその1年後までに提出される。

²⁹ FCCC/SBI/2008/8, 93 項

FCCC/SBI/2008/MISC.7にまとめた。

54. 行動：SBIは、文書FCCC/SBI/2008/INF.8について審議し、文書FCCC/SBI/2008/MISC.7にまとめられた締約国提出の意見書についても審議し、適切な場合は、締約国ならびに事務局にレビュープロセスに関する指針を示すことが求められる。

FCCC/SBI/2008/INF.8	決定書13/CMP.1に基づく初期報告書の提出とレビューの状況。 事務局覚書
FCCC/SBI/2008/MISC.7	京都議定書規定の初期報告書のレビューで得られた教訓と経験、 これには改善提案も含める。締約国提出文書

11. 京都議定書3条14項関連問題

55. 背景：CMPはその決定書31/CMP.1において、事務局に対し、附属書I締約国が議定書3条で約束した排出制限ならびに削減の数量約束を達成するため政策を実施したことにより、途上国が社会、環境、経済面で悪影響を受けることに関し、これを最小限に抑える方法を報告するワークショップを開催するべく、計画をたてるよう要請した。このワークショップは、2006年9月4-6日、アラブ首長国連邦のアブダビで開催された。

56. 締約国は、SBIのこれまでの会合において、本項目の交渉の進め方を議論したが、合意にはいたらなかった。SBIはその第28回会合において、本項目を協議開催の形で審議した。この協議では、SBSTAとSBIが合同のコンタクトグループを設置し、本議題項目とSBSTAの議題項目である「京都議定書2条3項に関する問題」とを合わせて審議することが決定された。

57. 行動：SBIは、本項目について議論し、CMP第4回会合に提案することが求められる。

FCCC/SBI/2006/27	京都議定書3条14項に基づく報告書作成方法論に関するワークショップの報告書。事務局覚書
------------------	---

12. 京都議定書規定の国際取引ログ管理者による報告

58. 背景：COPはその決定書16/CP.10において、国際取引ログの管理者に対し、その組織構成、活動、必要な資源に関し、毎年CMPに報告することとし、必要な場合は登録簿システムの運用強化に関する提案を行うよう要請した。

59. CMPはその決定書12/CMP.1において、SBIに対し、将来のSBI会合においては、ITL管理者の年次報告書について審議し、必要があれば、登録簿システムの運用に関するCMP

のガイダンスを求めるよう要請した。SBIはその第26回会合³⁰において、事務局に対し、ITL運用の資源が有効に活用されていることを確認し、さらにITL管理者の年次報告の中では、過去および将来の必要事項が透明性のある形で報告されていることを確認するよう要請した。

60. 行動：SBIは、下記に示す2008年のITL管理者報告書について議論し、CMP第4回会合で採択されるべき結論書または決定書草案を作成するよう求められる。

FCCC/KP/CMP/2008/7 京都議定書規定の国際取引ログ管理者報告書。事務局覚書

13. 遵守関連手順およびメカニズムに関する京都議定書の改定

61. 背景：SBIはその第28回会合³¹において、本議題の議論を第29回会合でも続行することで合意した。本議題項目は、文書FCCC/KP/CMP/2005/2に記載するサウジアラビアの提案ならびに決定書27/CMP.1に基づくものである。

62. 行動：SBIは、本問題の審議を継続するよう求められる。

FCCC/KP/CMP/2005/2 京都議定書の改定に関するサウジアラビアの提案。事務局覚書

14. 事務管理、資金、組織・制度に関する問題

(a) 2006–2007年の2か年度に関する監査後財務報告書

63. 背景：条約の財務手続きでは、会計期間終了後、可能な限り早期に監査済みの決算報告書をCOPに提出する必要がある。事務局長が認証した2006–2007年の財務報告書は、国連の監査理事会の監査を受けた。本会合では、監査後財務報告書、理事会による関連の報告書ならびに同報告書の提案に対する事務局の初期の回答が提出される。

64. 行動：SBIは、下記に示す報告書および付録書に留意し、国連監査理事会の報告に記載される提案の実施状況に関し、COP第14回会合で採択されるべき決定書草案を提案することが求められる。

FCCC/SBI/2008/13 国連監査理事会報告書。事務局長覚書
FCCC/SBI/2008/13/Add.1 国連監査理事会報告書。事務局長覚書。付録：事務局コメント
FCCC/SBI/2008/13/Add.2 国連監査理事会報告書。事務局長覚書。付録：2006-2007年の2か年度監査後財務報告書

³⁰ FCCC/SBI/2007/15, 117 項

³¹ FCCC/SBI/2008/8, 98 項

(b) 2008-2009年の2か年度に関する予算実績

65. **背景** : COPはその決定書13/CP.13において、2008-2009年の2か年度プログラム予算を承認し、事務局長に対し、COP第14回会合で歳入および予算実績について報告するよう要請した、また2008-2009年の2か年度のプログラム予算で調整が必要な場合には、それを提案するよう求めた。

66. **SBI**はその第28回会合において、ドル安が基幹予算に与える影響について議論し、この2か年度においては、事務局長に与える歳出権限の上限を、2008年1月1日から2009年12月31日の間の平均為替レートでEUR 41,172,068に相当する米ドル額とするよう提案した、ただし歳入額がこの歳出額を十分上回ることを条件とする。³²

67. 本会合に報告するため、2008年6月20日時点での予算実績およびプログラム遂行実績に関する簡単な報告書が作成される。

68. 条約の財務手順によると、事務局長は少なくとも年2回、資金供与状況を締約国に報告する必要がある、これに基づき2008年11月15日時点での資金供与状況に関する報告書が別途作成される。

69. **行動** : SBIは、下記に記載する報告書に留意することが求められるほか、為替レートの変動の悪影響に対処するため、COPの第14回会合で採択されるべき決定書草案を提案することが求められる。

FCCC/SBI/2008/10	2008-2009年の2か年度に関する予算実績。事務局覚書
FCCC/SBI/2008/INF.9	2008年11月15日現在の資金供与状況。事務局覚書

(c) 事務局の機能および業務の継続的なレビュー

70. **背景** : SBIはその第21回会合³³において、本小項目の審議を毎年継続すると決定した。

71. **行動** : SBIは、議題小項目14(a)および(b)に記載される報告書に照らし合わせて、この小項目の審議を行い、適切な場合は結論書を作成することが求められる。

(d) 京都議定書構成機関勤務者の特権と免責

72. **背景** : CMPは、京都議定書9条に基づく同議定書の第2回レビューに関する決定書4/CMP.3において、京都議定書の構成組織に務める個人の特権と免責の問題など同決定書6項に規定する問題を、第2回レビューの中でどう取り扱うか、締約国の意見を提出するよう

³² FCCC/SBI/2008/8, 149 項

³³ FCCC/SBI/2004/19, 105 項

求め、SBIに対し、これらの意見書について、SBI第28回会合で審議し、CMP第4回会合に報告するよう求めた。

73. SBIはその第28回会合において、京都議定書の構成組織に務める個人の特権と免責の問題については、CMPが、国際法上適法な条約の締結を検討し、追加的な短期の合意については、決定書9/CMP.2³⁴の施行経験も含め、SBIの第29回会合で審議を継続することを提案した。SBIは、長期解決策についても、CMPがその第4回会合で適切な条約の締結を検討し、CMP5までに結論を出すよう提案した。

74. 行動：SBIは、CMPの第4回会合に提案することを念頭に、この問題の審議を行うことが求められる。

FCCC/KP/CMP/2008/10	京都議定書の構成組織に務める個人の特権と免責。決定書9/CMP.2の実施。事務局覚書
FCCC/SBI/2008/INF.1	京都議定書9条に基づく第2回レビューにおいて、決定書4/CMP.3の6項に明記される問題の対処法を考える意見書の取りまとめ。事務局覚書

15. その他の問題

75. その他、会合期間中に提起される問題は全て、本議題項目の下で議論する。

16. 会合報告書

76. 背景：SBIは、本会合の作業に関する報告書案を作成し、会合終了時に採択を得る。

77. 行動：SBIは、報告書案を採択し、会合終了後、議長の指示の下、事務局の支援を得てこの報告書を完成させる権限を報告官³⁵に委ねる。

³⁴ 文書FCCC/SBI/2008/8, 109 (c)項参照

³⁵ 京都議定書の議題項目に関しては別な報告官が存在する。

附属書

実施に関する補助機関の第29回会合における事前準備文書

本会合用に作成された文書

FCCC/SBI/2008/9	暫定議題書および注釈書。事務局長覚書
FCCC/SBI/2008/10	2008-2009年の2か年度に関する予算実績。事務局覚書
FCCC/SBI/2008/11	途上国のキャパシティービルディング（能力向上）枠組実施に関する統合報告書。事務局覚書
FCCC/SBI/2008/12	1999-2006年の国家温室効果ガス目録データ。事務局覚書
FCCC/SBI/2008/13	国連監査理事会報告書。事務局長覚書
FCCC/SBI/2008/13/Add.1	国連監査理事会報告書。事務局長覚書。 付録：事務局コメント
FCCC/SBI/2008/13/Add.2	国連監査理事会報告書。事務局長覚書。 付録：2006-2007年の2か年度監査後財務報告書
FCCC/SBI/2008/14	後発発展途上国専門家グループ第14回会合に関する報告書。 事務局覚書
FCCC/SBI/2008/15	国レベルでのキャパシティービルディング活動の監視ならびに評価を目的とする実績指標の利用経験に関する専門家会合報告書。事務局覚書
FCCC/SBI/2008/16	環境上適正な技術の移転に対する投資規模の拡大を図る戦略プログラム策定に関する地球環境ファシリティーの報告。 事務局覚書
FCCC/SBI/2008/17	条約4条1(c)項および5項の実施の効果をレビューし評価することを目的とする委託条件の提案。議長覚書
FCCC/SBI/2008/INF.7	第4回国別報告書の提出とレビューの状況報告、ならびに進展状況の実証報告。事務局覚書。
FCCC/SBI/2008/INF.8	決定書13/CMP.1に基づく初期報告書の提出とレビューの状況。 事務局覚書

- FCCC/SBI/2008/INF.9 2008年11月15日現在の資金供与状況。事務局覚書
- FCCC/SBI/2008/INF.10 条約非附属書I締約国の国別報告書作成作業に対する地球環境ファシリティーの資金供与。事務局覚書
- FCCC/SBI/2008/MISC.5 決定書2/CP.7に則った、途上国のキャパシティービルディング枠組の実施。締約国ならびに関連組織提出文書
- FCCC/SBI/2008/MISC.6 国レベルでのキャパシティービルディング活動の監視および評価における経験。締約国提出文書
- FCCC/SBI/2008/MISC.7 京都議定書規定の初期報告書のレビューで得られた教訓と経験、これには改善提案も含める。締約国提出文書
- FCCC/SBI/2008/MISC.8 国家適応行動計画の実施、これには後発発展途上国基金の資金供与に関する評価も含める。締約国提出文書
- FCCC/SBI/2008/MISC.9 条約の4条8項および決定書5/CP.7ならびに決定書1/CP.10の実施状況。締約国ならびに関連組織の提出文書
- FCCC/SB/2008/INF.5 技術移転に関する専門家グループの2008年報告書。
技術移転に関する専門家グループ議長覚書
- FCCC/SB/2008/INF.6 技術移転枠組の実施効果をレビューし、評価することを目的とする実績指標の策定。技術移転専門家グループ議長の中間報告。
- FCCC/SB/2008/INF.7 環境上適正な技術の開発、展開、普及、移転を支援する既存の
および新規に可能な資金源および関連する資金供与手段の特定、
分析、評価。技術移転専門家グループ議長の中間報告
- FCCC/SB/2008/INF.8 セクター別アプローチなど、条約の下での技術の開発、展開、
普及、移転の促進を目的とする2013年以降の長期展望戦略の
ペーパー作成。技術移転専門家グループ議長の中間報告

会合前のその他の文書

- FCCC/CP/2008/2 地球環境ファシリティーから締約国会議への報告。事務局覚書
- FCCC/CP/2007/3 and Corr.1 地球環境ファシリティーから締約国会議への報告。
事務局覚書
- FCCC/KP/CMP/2008/7 京都議定書規定の国際取引ログ管理者報告書。事務局覚書

- FCCC/KP/CMP/2008/10 京都議定書の構成組織に務める個人の特権と免責。
決定書9/CMP.2の実施。事務局覚書
- FCCC/KP/CMP/2005/2 京都議定書の改定に関するサウジアラビアの提案。事務局覚書
- FCCC/SBI/2008/8 2008年6月4-13日、ボンで開催された第28回実施に関する
補助機関会合の報告書。
- FCCC/SBI/2008/INF.1 京都議定書9条に基づく第2回レビューにおいて、
決定書4/CMP.3の6項に明記される問題をどう取り扱うかに
関する意見書の取りまとめ。事務局覚書
- FCCC/SBI/2007/10/Add.1 条約非附属書I締約国提出の国別報告書に関する
専門家諮問グループの活動報告。条約非附属書I締約国
提出の国別報告書に関する専門家諮問グループ議長
覚書。付録：2003年から2007年の実績調査結果。
- FCCC/SBI/2007/32 締約国による国家適応行動計画の策定および実施の状況を
審議する、後発発展途上国専門家グループ現状調査会議の報告。
事務局覚書報告
- FCCC/SBI/2007/MISC.7と付録1と2 条約非附属書I締約国提出の国別報告書に
関する専門家諮問グループのマンデート
ならびに委託条件に関する意見書。
締約国提出文書
- FCCC/SBI/2006/27 京都議定書3条14項に基づく報告書作成方法論に関する
ワークショップの報告書。事務局覚書
- FCCC/SB/2007/INF.2 モーリシャス戦略の多様な規定と条約およびその京都議定書の
作業との関係。事務局覚書
- FCCC/TP/2008/5 異なるレベルのキャパシティービルディング活動の監視
ならびに評価の手法。テクニカルペーパー